

第 230 回浜田市教育委員会定例会議事録

日 時：令和 6 年 8 月 22 日（木） 14：30～16：15

場 所：浜田市役所本庁 4 階講堂 AB

出席者：岡田教育長 杉野本委員 岡山委員 倉本委員 浅津委員

事務局 草刈部長（欠席） 藤井課長 山口課長 鳥居室長 松井課長
山本課長

書記：日ノ原係長 川村主任主事

議事

1 教育長報告

2 議題

- (1) 令和 6 年度島根県市町村教育委員会連合会総会の書面決議について（資料 1）
- (2) 学校における熱中症予防対策ガイドラインの策定について（資料 2）
- (3) 浜田市文化財保存活用地域計画について（資料 3）

3 部長・課長等報告事項

4 その他

- (1) その他

1 教育長報告

岡田教育長

皆さん、暑い中お疲れ様です。夏休みもいよいよ終盤に入り、各学校では 2 学期に向けていろいろと準備が進められていると思っている。子どもたちも夏休みの宿題の整理などに追われているかもしれない。2 学期に向けて、気持ちの切り替えがうまくいく様に願っているところである。

それでは、資料に沿って主な活動報告をさせていただきたいと思う。

① 7 月 25 日（木）島根県都市教育長会（大田市役所）

これは県内 8 市の教育長の意見交換の場になるわけだが、ここでは GIGA スクール構想に関連して、タブレット等の機器の更新に伴い、県全体で共同調達するという話になっている。その仕様やスケジュール等の課題や方向性について、話し合いをしたところである。

その他の意見交換のテーマとしては、今、水泳授業でプール

がだんだん少なくなっている状況もあり、水泳授業の必要性や学校プールの整備方針などについて、各市がどのような考えなのかということ意見を交換させていただいている。

基本、自校方式のプールについてはなかなか整備が難しいため、ある程度プールを複数校で活用していく方向感であるとか、競技水泳というより水難事故防止の安全対応力を身につけてもらうための指導などが、これから重要になってくるのではないかという意見が出た。

② 8月1日(木)旧雲雀丘小校区原井小保護者との意見交換会(旧雲雀丘小)

8月1日に、旧雲雀丘小学校区原井小の保護者との意見交換会を開催した。これは、学校統合前の説明会の段階から、保護者より統合した後もこうした意見交換会の場を設けてもらいたいという希望が出ていたため、それを受けて実施をしたものである。

環境が変わり、いまだにいろいろと不安をお持ちの家庭もある様で、そうしたことに教育委員会でどう対応できるかということを考えていきたいと思っている。

それと熱中症の懸念から、4年生から6年生も何とかスクールバスの下校便に乗れる様にできないかという要望があった。これを受けて、夏場の6月から9月に限定しての対応になるが、この期間については、やはり今の熱中症の暑さというのは本当に異常な暑さのため、対応するという方向を示させていただき、この原井小学校と同様な状況にある国府小学校のスクールバスの運行についても、適用していきたいと考えている。

③ 8月5日(月)島根県教育長・市町村教育長会議・学力育成会議(県庁)

8月5日、島根県教育長・市町村教育長会議・学力育成会議が開催された。この中では、AI型教材という、子どもたちの理解度に応じた難易度の問題が出題されていく様なドリルについて、これは1回問題を解いて、その正答率などに応じて、レベルに合った問題が次々出されていく特徴を持っていて、その模擬体験を私自身もさせていただき、基礎学力の育成について情報交換をした。モデル的に導入した学校で、学力テストの正答率の上昇があったという報告もあるため、少しこのAIドリルについては研究して、導入に向けてどうにかならないだろうか

いう部分は深めていく必要があると感じたところである。

それと県の教育長からは、全国学力テストで正答率が低かった問題については、教員全体で教科を超えて解いてみて欲しい、その上で、学校全体で課題を分析して授業改善につなげてもらいたいという発言があり、このことについては市内の校長とも情報共有をしていきたいと思っている。

④ 8月7日（水）地域の日（庁議室）

8月7日の地域の日についてである。今回の地域の日は、中学校の校長先生に集まっていたき、市内の県立高校3校への市内の中学校からの進学者を増やすための手だてについて意見交換をさせていただいた。

これは、市長が中学校長を招集されて開催された会議になる。その中で、中学校の3年生よりももっと早い段階から、高校側との連携が重要ではないか、特に、高校生の声を中学校で聞く機会があればいいという様な意見も出ており、通学バス等の交通手段等もあれば嬉しいという様な意見も出ていた。そうした中で、市や教育委員会として、地元の高校に進んで欲しいという理由をきちんと整理をして、そのメッセージをしっかりと発信してもらおうと、学校現場の方も多少、進路指導が変わってくるのではないかとのご意見をいただいたため、このことについては、教育委員会も少し宿題として、考え方をまとめていきたいと考えているところである。

以上、7月の終わりから今日までの1か月にかけての主な報告について、この報告書だけでは読み取れない内容を補足させていただき、報告をした。

ただいまの件で、ご質問等あればお願いしたいと思うが、いかがか。

特になし。

各委員

2 議題

(1) 令和6年度島根県市町村教育委員会連合会総会の書面決議について（資料1）

日ノ原係長

資料1をご覧いただきたい。令和6年7月5日に島根県市町村教育委員会連合会の理事会が行われた。これは、学校訪問の間に行われたものである。こちらに、教育長と杉野本委員が出席された。この総会については、集まったの会とはせず、昨年と同様に書面決議で、連合会の方から依頼があったものである。また、研

岡田教育長

修会については、今回は7月ではなく、10月に出雲市で開催予定になっている。

本日は、総会でご承認いただき、同会の令和5年度決算及び令和6年度予算・事業計画について、各教育委員会で書面決議をお願いしたいという依頼が事務局からあったため、本定例会でお諮りするものである。

以上である。

それでは、理事会に私と杉野本委員が出席している。理事会では、この案については、ご承認をいただいている。少し私の方で補足もしながら、委員方にご説明したいと思う。

まず、4ページをご覧ください。第1号議案の令和5年度島根県市町村教育委員会連合会会務の報告についてである。こちらにある様に、連合会の関係では、資料のとおり理事会や総会や研修会が開催をされている。このうち、最初の⑤だが、島根県教育長に文教施策としての要望を行っている。それから⑥のところに、緊急要望とある。中身がわからないため、簡単に項目だけいうと、ふるさと教育の運用を見直すという県の考え方については再考を求めるということが1つであった。それから、県の教育委員会が主体となった学力向上推進会議を立ち上げてもらいたい。それから同様に、ICTの活用教育推進のための組織も、県で主体的に立ち上げてもらいたい。さらに、県の教育庁内に、義務教育振興のための専任課を設置して欲しいということが主な内容で、概ねこれらのことについては県の方で対応していただいているという様に理解をしている。

それ以後の記載については、県の会長である出雲市の教育長が参加された会議の活動が記載してあり、特に中国地区の連合会については、昨年出雲で開催され、そこには教育委員にもお出かけいただいている。

続いて、令和5年度の決算の案ということで、6ページをお開きいただきたい。歳入については、主に市町村の負担金と繰越金で、決算額が1,350,387円となっている。昨年が1,340,000円ということでしたので、ほぼ例年並みの収入であった。支出については、事業費のうち、旅費や事務費の減額決算になっており、決算額が691,958円。これも昨年の決算額が、648,000円あまりだったため、ほぼ例年並みということであった。歳入、歳出の差額の658,429円が、令和6年度に繰り越されるということになる。

次の7ページに、2人の監事による監査報告が記載してある。

8 ページが今年度の取組についてであるが、この内容については、例年と特に大きな違いはない。会議予定の中で、今度10月に開催される会議の中で、慶應義塾大学の今井むつみさんを招いた講演会を予定されているが、この方は、つまずき度テストに関して、広島教育委員会等と連携をして、いろいろな研究に取り組まれているため、そうしたお話が聞けるのではないかと考えている。

9 ページの令和6年度の予算案だが、予算額については、繰越金も含めて、1,219,000円ということで、これもほぼ例年並みの予算措置であり、歳出の関係でいうと、少し昨年と変わっているところが、講師の謝金についてである。昨年、中国地区の研修会が島根開催だったため、別途そちらの団体の研修会費で代替をされていたため、この講師謝金というのはかかっていた。ただ、今年は島根県開催ではないということで、この講師の謝金を捻出するために、旅費の決算状況を見ながら、そこを減額したものを回して対応するという事になっている。参考までに、次のページに各市町村の負担金の金額が載っているが、浜田市の欄を見ていただくと、負担金合計40,414円ということで、これは昨年同額となっている。

それから11ページに、令和6年度の役員の方ということで、これも基本的に今年度と変わらない団体から出ておられるということであった。

以上について、理事会で説明を受けて、理事会の中で承認をいただいているため、改めて浜田市の教育委員方のご承認いただければと考えている。

何かご質問等あるか。

特になし。

ない様であれば、この件についてご承認いただけるか。

全会一致で承認

ありがとうございます。

承認いただいた時に、この1枚ついている紙にご署名いただき、後で事務局に提出してもらえればと思うため、よろしく願います。

各委員
岡田教育長
各委員
岡田教育長

(2) 学校における熱中症予防対策ガイドラインの策定について (資料2)

山口課長

資料 2 をご覧いただきたい。今回、初めて小・中学校を対象にした熱中症予防対策ガイドラインの指針を新たに作成するものである。これまで、文部科学省、環境省が出しているガイドラインがあり、それを基に、各学校において危機管理マニュアル等で位置付けてやっていたが、今回市で、熱中症に向けての活動の基準となるものを統一してお示しするために作成したものである。

今年度 4 月から、熱中症警戒アラートや危険情報の制度が新たに加わり、これも文部科学省から追記の改訂版が手引きとして新たに出ているため、それも盛り込み作成している。今回、このガイドラインだが、どういった内容かという、まず対策、未然防止の部分と、実際万が一起こった時の対応、処置の部分を中心に大きく掲げて、これをきちっと対応するために、マニュアルとして作成したものである。

大まかには、1 枚めくっていただくと目次がある。ここに、熱中症とはというところで、起こり方、原因、実際に熱中症にかかった時の重症度、これをきちんと明示している。2 項目のところ、学校における熱中症予防をするための先生方の指導方法を、実際活動中の注意事項、さっきあったが、プール活動についても記載している。あと、実際問題なのは、6 番目に浜田市の実際の活動における基準を、後ほど説明するが、12 ページに記載してある。15 ページ以降に、実際起こったときにどう対応するかということを中心に説明している。今回、表紙にもあるが、四日市市教育委員会のもを参考にまとめている。なぜ、四日市市にしたかという、国のガイドラインの手引きの中で、紹介例として、四日市市のものがある。ほとんど多くの項目で網羅してあり、一部足りないものについては、国のガイドライン等を参考にしながら、追加している。取りまとめにあたって、もうすでに学校長、各学校養護教諭にすべて確認を取ってもらい、ご意見いただいたその上で、反映させたものを今回まとめている。本日承認していただくと、本日から施行というかたちで、具体的には 2 学期以降の活動で、これを各学校適用し、活動したいと思っている。

概要だけ説明させていただく。熱中症とはという部分は、また見ていただければと思うが、実際、活動における対策で、まず 12 ページをご覧いただければと思う。横向きで申し訳ない。この熱中症予防運動指針、これは日本スポーツ協会が作成している。WBGT 指数、これは熱中症指数である。各学校で今、熱中症計を配置し

ており、これに基づいてやっている。乾湿温度であるが、これが実際の気温と理解していただければと思う。何で判断するかということだが、熱中症指数でやっていきたいと思っている。基本は31度を超える場合である。今回浜田市は、原則運動、部活動を中止するというふうになっている。原則と書いた理由であるが、9月には運動会や体育祭がある。実際、開催中に、日中だと31度行く場合もあるが、そういったときに中止をしなくても、子どもの安全管理、活動がないときは別室で、エアコンが効いたところで休憩ができるというふうな対策を取りながら、継続して活動ができるように、あくまでも原則というかたちになっている。本日の昼、1時過ぎに測った。教育委員会の駐車場の、ちょっと日陰になっているところで、31度であった。本日、熱中症警戒アラートが出ているため、指数として33度に行くだろうという予報であるが、実際今31度という状況である。原則31度以上は中止という方針であるが、5ページに戻っていただき、この指針に基づいて、各学校でどう対応するかということである。

学校活動中の指導と対策というのが1番にある。(1)にある各学校の危機管理マニュアル、これが地震や火事等、いろいろな危機管理がまとめてあるものだが、この中に熱中症に関するものを記載していただき、具体的に行動指針を各学校で作成して、部活動や校内行事をするというかたちでお役立ていただきたいと思っている。具体的には校長会で、この部分、まず基準は今年度早急にまとめてもらい、次年度以降の危機管理マニュアルの改訂等に併せて改訂してもらうように指示をしたいと思っている。実際、最終的に万が一が起こった時、この基準で活動していいかという判断は、判断者は学校で決めてもらうというふうな仕組みにしているため、基本は学校長が活動の全責任、実際、熱中症の症状が出てきた時に、対処の判断は学校長で、学校長不在の場合は、代わりの体制をきちっと組むようにというようなマニュアルにしている。

実際に起こった時の対応を、15ページ以降に記載している。16ページに、症状に合わせた対応を載せているが、要は意識障害が一番の問題になる。意識障害があればもう救急車要請という基準で、なかなか水分補給もあんまり、なかなか飲めないというところも含めて、基本は救急車を呼ぶようにしている。なかなか家庭を待っての対応だと、後手になるという部分があるため、救急

車やタクシーを使うようにというかたちで対応している。現場の先生方がチェックに困るということで、17 ページに実際起きた時の対応のフローチャートを載せている。

24 ページを見ていただくと、熱中症チェックシートを載せているが、緊急時の対応で、救急車呼ぶまでのところで、症状の状況、基本はバイタル、呼吸であったり意識障害であったり脈拍、こういった身体症状をきちんと記載をして、どの程度かということで、これをきちっとやっておけば、救急車に引き渡すときに、きちっと情報が伝わるということで、チェックシートを用意している。

23 ページには、日々、WBGT の熱中症指数の記録をきちっと管理できるように、今現在も午前中等、活動が行われるたびに、養護教諭の先生方が数値等を取られているが、きちっと記載していくようなかたちになっている。

教育委員会への連絡だが、21 ページ、通常の緊急搬送なりの部分は、全てこういった様式で、緊急連絡の表で報告していただいている。裏面の 22 ページの事故報告だが、入院を伴う場合は、きちっと報告書をあげてもらうように、こういった様式を、入院とそうでない場合の救急搬送というかたちで分けて対応したいと思っている。

起こらないことが前提であるため、予防、日々の指導、朝の登校時、活動前の健康観察、ここの部分は十分にやるというかたちも明示しているため、こういった健康観察を丁寧にしながら、学校の活動を円滑に、安全にできるようにしたいと思っている。あくまでこれは指針であるため、具体の部分は学校の方で、きちっと危機管理の方で、整理して、各学校の校長の責任の下で活動をするというかたちで、今回はまとめた。

以上である。

岡田教育長

ただいまの説明に対して、何かご質問等があるか。

私が聞いて悪いが、これは、熱中症指数が 31 度を超えたら原則屋内でも運動を中止するということか。

山口課長

屋内外である。

岡田教育長

体育館の中でも、もう中止となるか。

山口課長

そうである。なかなか今風通しのこともあり、一中では今回大型送風機を導入して、15 メートルぐらい風が通るようにはしているが、なかなか熱風が吹くため、非常に厳しい状況である。

岡田教育長

それから、そもそも論は、このガイドラインを作りなさいとい

山口課長
岡田教育長
山口課長

うのは文部科学省の指示か。努力義務か。

義務ではない。

努力義務か。

そうである。あくまでも学校現場で、市として統一した活動の基準、先ほど申し上げた 31 度以上は原則中止等、こういった部分の基準を示して欲しいというのが今回の大きな部分で、市として、全市の活動の指針を今回まとめたというかたちになる。

岡山委員

6 ページの (6) に、児童生徒への指導と保護者への周知というのがあるが、学校でいくら熱中症になるといっても、この資料の中にあつたが、寝不足だったりとか、朝ご飯を食べていないとかというのが、そこまで、学校だけが出せない部分だと思うため、やはり保護者の方にもわかってもらい、児童生徒にもわかってもらわないといけないというふうに思う。せっかくガイドラインを作られたので、そのあたりは、きちんと保護者さんにも、児童生徒さんにも、何かこれから、熱中症予防は生きる力のひとつかなというふうに思うため、機会を設けて何かお話ができる時間があればいいなと思った。

山口課長

今回、その部分は非常に重要視している。いくら学校の活動でも、そこまでに体調をきちつと言えとか、食事や水分を摂っているかというところの部分は、家庭にどう送付するか、これ全部送ってもなかなか厳しいため、お願いしたいことということで、そこは考えて、保護者宛てに、すぐ一見等でも流していきたいと思う。

岡田教育長

その他にあるか。

今日は 9 月議会の一般質問の締切日であるが、熱中症のガイドラインについて質問されていた議員がおられたと思う。

山口課長
岡田教育長

おられた。

しっかりきちんと教育委員会は対応しているため、今度は学校現場の方でも、危機対応マニュアルの項目をきちんと見ていただき、必要なところは直していただいて、それに対応していただきたいと思っている。

杉野本委員

その他に何かあるか。

学校現場、養護教諭も含めて見ていただいているということで、すごくきちんとされたなと思う。これを活用するというか、確認していく中で、現場の状況にそぐわないものが出てくる可能性もあるかもしれない。その都度、見直しを図るということも考えて

岡田教育長	おかれた方がいかなと思う。 その他はいかがか。 では、特にないようであるため、これは、この案を今日ここで諮って意思決定するという事によろしいか。
山口課長 岡田教育長	はい。 では、このガイドラインを正式に採用するという事によろしいか。
各委員 岡田教育長	全会一致で承認 ありがとうございました。

(3) 浜田市文化財保存活用地域計画について (資料 3)

山本課長	<p>資料 3 と別紙 3 浜田市文化財保存活用地域計画 (案) をご覧いただきたい。浜田市文化財保存活用地域計画については、5 月に素案について委員方の意見をいただいた。その後、7 月にパブリックコメントを行った。</p> <p>まず資料 3 をご覧いただき、パブリックコメントについてということであるが、パブリックコメントを 7 月 1 日から 7 月 31 日に行った。閲覧場所は、本庁含め各支所と中央図書館で閲覧した。また、ホームページでも閲覧可能にした。結果的に、提出された意見は 0 件ということで、パブリックコメントにおいては特に意見はなかった。</p> <p>資料 3 の 2 番で、地域計画 (案) の修正についてということで挙げているが、パブリックコメントの期間中に並行して、文化庁の文化資源活用課及び市の関係部署に意見照会を行ったところである。資料 3 の 2 ページ目以降に、文化庁からの指摘事項、そして、庁内関係部署からの指摘事項をリストにしたものを載せている。文化庁からは、このページ数で言うと、2 ページから 5 ページまで、全部で 76 件の指摘事項があった。庁内関係部署からは、6 ページにある 19 件について、いろいろご指摘があった。それをあわせて先日、8 月 16 日に文化財審議会においても文化庁の指摘事項と、庁内関係部署の指摘事項をこちらで修正したものを文化財審議会に諮り、7 ページにあるが、7 件ほど審議事項をいただき、それを修正するという事でご承認をいただいたところである。</p> <p>以上申し上げた、文化庁、庁内の関係機関、文化財審議会での修正箇所を修正反映させたものが、本日お配りしているお手元の別紙 3 の浜田市文化財保存活用地域計画 (案) になっている。修</p>
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

正箇所については赤字にしてある。修正箇所の内容としては、全体として、以前、5月に素案としてご確認いただいたものの内容をひっくり返す様な指摘は特になかった。ただ表現の仕方、特に文化庁からは、表現をシンプルにする様にとという指摘が多くあった。あとは、語句の定義や使い方、歴史事実の確認等、そういったものが主で、根本的に構成を覆す様な指摘はなかった。これについては、文化庁とも、ここに至るまでに何回かやり取りしながら行っているため、基本的に大きな構成が覆る様な指摘はなかった。

基本的には、指摘を受けたところは、こちらで修正をしているところであるが、中には、市としてこういう考え方をするのでということ、あえて修正せずに、これはこういう意味のため、そのままにするというものもある。例えば、資料3の4ページ、ナンバーでいうと52番、浜田市文化財保存活用地域計画(案)のページでいうと62ページになるが、(3)の民俗文化財のア、有形の民俗文化財のところに顕彰碑の記載があり、文化庁の指摘では、顕彰碑については、これは美術工芸品の歴史資料ではないかという様なご指摘があったが、市としては、これは主に井戸公碑、芋代官といわれた大森代官の井戸平左衛門の功績を称えた碑が多くあるが、そういったものが多い中で、その石碑自体は、お墓ではないが、前に花立てがあつたり、歴史を示す側面があるが、それ以上に今でも祭り事が行われたり、宗教的な側面が大きいと捉えており、有形の民俗文化財に分類するという事で、文化庁から指摘があったところだが、市としてはこういう考えでいくため、引き続き変更せず有形の民俗文化財に分類するという様に、一部こういったところで修正せずに、これはこういう解釈のため、ご指摘いただいたが、こちらの解釈でいくというものの中にはある。そういったものも踏まえて、全体を修正したところである。

ご指摘いただいたところをすべて説明すると時間もかかるため割愛させていただくが、基本的には、ご指摘いただいたところは修正をしたところである。

今後は、この修正した別紙3の計画案を、今日、委員方にご承認いただければ、正式な提出ではないが、8月中に、文化庁に計画案として、また確認のため提出予定としている。文化庁では9月から10月上旬に文化財審議会への照会がある。そこでまた指摘があったものは、またフィードバックがあり、修正をかける。これについて11月上旬に、今度は文化庁だけではなく、関係省庁に事

前協議ということで意見照会をかけられる。そこで指摘があったものについて、また修正をし、その修正が最終的に全部終わった段階で、正式に認定申請を出すということで、12月上旬に、島根県を経由して、認定申請を行うスケジュールを考えている。最終的に12月下旬には、正式に文化庁の認定をいただければと考えている。

岡田教育長

簡単だが、説明は以上である。

ただいまの説明に対して、何かご質問等あれば願います。

素案の段階で、委員方には1度見ていただいているため、その後の修正点について、今日確認をしていただき、今説明があった様に、シンプルにするという文化庁からの指摘や、あるいは文化財審議会からの指摘等で、修正が必要なところについては、直している。また赤字の部分を中心に、委員方もご一読いただければと思う。

この案をもって、今後、こちらの資料に示してあるとおりのスケジュールで進めていくということによろしいか。

各委員

全会一致で承認

岡田教育長

ありがとうございます。

では、その様に願います。

3 部長・課長等報告事項

藤井課長

行事等予定表（資料4）

では、資料4をご覧いただきたい。8月22日から9月30日までの行事予定について、教育委員方に特に出席をお願いしたいものについては丸印をつけさせていただいている。

8月30日金曜日の少年の主張浜田市大会であるが、すでにお手元の方にご案内を配付させていただいているかと思うが、申し込みをいただいている委員もおられる。もし他にまだ出席をご希望の方がおられれば、お知らせいただきたいと思う。

もう1つ下の方の丸印であるが、次回の教育委員会定例会である。9月26日木曜日14時半から、場所はこちら、今日と同じ、本庁4階の講堂ABとなっている。

お知らせは以上である。

岡田教育長

ただいまの行事等の予定表に関して、ご質問等があるか。

各委員

特になし。

中学校部活動における全国大会出場について（資料5）

まず資料5をご覧ください。中学生の運動部になるが、県大会、中国大会、そして全国大会出場ということである。今回、全国大会、中体連関係だが、出場したのは柔道の女子1名、三隅中学校の齋藤さんである。今、ちょうど大会が行われており、結果は聞いていないが、県で1位ということで、中国大会に参加し、長野で大会に出ている。

2 ページ、3 ページに体操、陸上、剣道、柔道、水泳の成績について記載している。

体操は、団体として、男子は第三中学校、女子は旭中学校が中国大会に出場している。個人について、総合で上位が中国大会へ出場するが、ここには種目別の順位、上位3位を挙げている。上位に入る種目もあるが、総合ではなかなか中国大会が厳しかった。

陸上においてもいろいろ皆さん頑張っておられるが、全国大会は、参加標準記録突破ということが一定のルールのため、そこをクリアしている前提があるため、結果として出場はなかった。中国大会は、入賞者の部分は、順位を記載している。

剣道も、中国大会までは1名参加、柔道は先ほどお伝えしたが、三隅中学校の齋藤さんが全国大会に出場し、中国大会には、三隅中学校と第三中学校の生徒が出場している。

水泳も多くの生徒が活動しているが、皆さん中国大会までは出場しているが、水泳も参加標準記録というものがあるため、全国には、参加がなかなか厳しかった状況である。

以上が、中学校の運動部の状況である。

資料にはないが、吹奏楽コンクールが8月上旬からあり、20人以上の編成と小編成に参加し、金賞から銅賞を各校取ったが、金城中学校の小編成が、中国大会に出場することになっている。

熱中症対策に係るスクールバスの運用変更について（資料6）

資料6をご覧ください。熱中症対策に係るスクールバスの運用の変更についてである。

統合に伴って、旧雲雀丘小学校の保護者から暑さ対策で、特に6月下旬に急に暑くなり、かなり酷暑になったということで、4年生から6年生の下校時のスクールバスの利用の要望があつ

た。あわせて、同じ様な運行をしている国府小学校の上府地区の4年生から6年生も同様に、下校については、同乗できる様な規定にしている。今回、夏季の熱中症対策という理由で、乗車を可能ということにしている。期間は、夏季の6月1日から9月30日、あくまで夏季の熱中症対策、暑さ対策ということに限定して、乗車を可能とした。国府小学校と原井小学校は、9月2日が始業式のため、9月1日から適用ということにしている。

4番目だが、実際乗れるのかというところをきちっと確認しているが、1年生から3年生の1便当たりの最大の利用人数が、原井小学校の15名、国府小学校は2便体制で、こくぶ学園周辺まで行く便が12名、有福まで行く便が22名となっている。

実際、国府小学校は40名近く、ほぼ定員いっぱい利用しているが、放課後児童クラブの利用者がいるため、こういった状況である。4年生から6年生の名簿上の利用者数は記載のとおりで、最大でも乗車定員44人の定員については、対応できるという判断で可能としている。

緊急一斉下校がある場合は、きちっと送迎できる様に、ピストン等も想定しているが、基本は、通常の下校便でみんな乗れるという体制である。

保護者への周知はすでに行っているが、まずすぐ一斉で周知し、実際に乗る乗らないの意向もこちらで把握しておきたいため、個別にアンケート回答ということで、どの程度の頻度で利用するかといった確認はとっている。利用しないという家庭も、基本は、急に乗りたいたえば乗れる体制をとっており、9月以降、変則ではあるが、暑さ対策ということでスクールバスの運行を認めた。

校内フリースクールの状況について（資料7）

続いて資料7をご覧ください。校内フリースクールは、今年度から2年間の試行で小学校対象に設置をしようとするもので、今の取組状況について報告する。

不登校の子どもの学習の場所、それと居場所、なかなか教室に入れない子ども、これを居場所づくりというかたちで、今回試行的にしたものである。あくまでも2年間の試行ということで、これを見ながら、全体に広げていくか検討する。すでに、

国府小学校と石見小学校は、子どもと親の相談員事業で、こういった不登校対応の、別の県の事業が入っているため、石見小学校、国府小学校以外で今回試行的に実施した。

4番目の事業内容にあるが、周布小学校と長浜小学校を選定して、ここで試行的に今年度始めている。この2校を選んだ理由だが、昨年度のところ、特に中学校は全体的に不登校が非常に多い学年であった。特に第三中学校は、小学校までは元気に学校へ通っていたが、中学校に入って環境が変わったということで、少し増加傾向であるという事案が、第三中学校で見えるというところで、第三中学校校区の2校をモデル的に選び、小学校の段階から、居場所なり、心の安定を図るためにモデル的に入れた。具体的には、周布小学校と長浜小学校だが、今現在、相談員を1名ずつ、4月から配置している。まず、子どもたちと慣れる、子どもたちにも相談員さんの顔を覚えてもらうということで、1学期取り組んできた。各教室に相談員の先生方に入っただき、学校で気になる児童、見守りが必要な児童のそばにいるというところで、顔合わせということで1学期取り組んだ。一部、保護者との面談も含めながら、1学期を過ごしたところである。

具体的な不登校の人数だが、昨年度末の段階の数値で、現在も大きく変わっていない。周布小学校は、不登校と不登校傾向を合わせて3名と、かなり少ない。ただ、実際来ていないのが現状である。長浜小学校も13名。要はこういったかたちで、不登校、不登校傾向の児童生徒の居場所、学習の場として取り組んでいきたいと思っている。この数が、全員が学校に登校できているかというとなかなか厳しいところもあるが、周布小学校と長浜小学校は全く登校できてないという状況ではないため、この部分をどうやるかというところである。

ちなみに、最後に備品とあるが、まだ校内で具体的なフリースクールの場所、部屋は明確に決めていない状況で、2学期以降のところ、今、学校と相談しているが、きちっと相談できる部屋を居場所として整備していきたいと思っている。具体的には今年度、1年をかけて形にしていきたいと思っている。

以上である。

ただいま、資料5から資料7まで説明をしたが、委員方からご質問等あればお伺いしたいと思う。

岡田教育長

浅津委員

最後のところだが、周布小学校、長浜小学校と国府小学校、石見小学校とは、事業が違うということか。

山口課長

まず、石見小学校、国府小学校に入っているのは、子どもと親の相談員事業といって、全校児童 300 人以上で主幹教諭配置校、これは、校長、教頭、それに次ぐ、生徒指導専任の主幹教諭という先生を配置している学校が基準である。この主幹教諭配置校が、浜田には石見小学校、国府小学校、周布小学校の 3 校あり、県の予算もあると思うが、実際には不登校が多いところから優先的に配置されるため、石見小学校と国府小学校に入っている。具体的には各学校、ほっとルームということで、居場所としてやっている。今回、浜田市のフリースクールだが、同じ様に国府小学校、石見小学校では、子どもと親の相談員事業で、ほっとできる、そこを拠点に活動しやすい授業には行ってもらおうというところで、人がついて、子どもが教室以外で学校に居れるという場所を行っている。それと同じ様なものを、試行的にこの 2 校でしたいというのが今回の目的である。石見小学校、国府小学校は、それぞれ学校において運営の仕方が違う。何が正解かということもあるが、そこは各地域、学校の状況を見ながら個別に行っているということで、基本、市としては、国府小学校、石見小学校で取り組んだ内容を、周布小学校、長浜小学校でやっていきたいということで、試行的に取り組んでいきたいと思う。

浅津委員

承知した。

岡田教育長

その他、何かあるか。

岡山委員

不登校傾向児童数のところに 3 名、13 名と記載してあるが、利用の状況というか、これがあるから学校に足が向くようになったとか、やってみていて、少しずつ登校日数が増えているというような、そんな状況の変化はあるか。

山口課長

私どもも学校へ行ったりして会っているが、学校の担任の先生方がつきっきりで対応できるという状況にはないという前提がある。周布小学校、長浜小学校に今回の事業を入れることで、特に今回、女の子の児童が中心ではあるが、個別に、学校支援員的にまず入ってもらったり、活動のときに寄り添ってもらったり、あとは保護者さんとの関係性もきちっと作ってもらって、結構おとなしいタイプの子どもさんが不登校気味であったり、学校で、集団でちょっと馴染めないところがあったりするが、

岡山委員
倉本委員

そこをきちっと今はサポートしながら、学校に向かえるような体制をとっている。

2 学期はちょっと夏休みで期間が空いたので、担任も夏休み中にちょっと一部登校も促しながら、2 学期にどうやろうかというところを考えている。あくまでも個別対応できないところの関係づくりを重点的に進めているところである。

ありがとうございます。

今、1 つは、効果として出ているかどうかということと、もう1 つは、それぞれの学校にこういう類の課題を持っている児童生徒が少なからずいるだろうと思うが、フリースクールという名前をつけるということは、学校に来て教室に入れさせることが目的なのか、まず学校へ来させて、本当に学校に入っているようなスペースを作ってあげるのが目的なのかという、その辺りちょっと私自身もわからない部分があるが、狙っているところがどこなのかということがある。

それから、例えば一般的にフリースクールというと、何か学校外にそういう施設みたいなものがあるって、そこに児童生徒が来たら、ある程度、高校とか単位を認めてあげて、もうこれだけの単位を習得したよと、そうすると、学校に行ったよというかたちになるケースもあるのではないと思うが、そのどの辺りが狙いなのかという、保護者との接点を作るというのは、確かにあるんだろうと思うが、子どもさんの最終的なゴールというのが、どの辺りを目指しているのかという、その辺りはいかがか。

山口課長

先ほどの効果とかゴールという部分、不登校についていろいろな生徒指導の部分でもあるが、ゴールというのが非常に曖昧に書かれて、最終的に自立できるというふうなことであるが、何をもって自立というのかということではあるが、今回の部分は、基本は、居場所は学校以外にも家庭、他に放課後等デイサービスとか行かれる場合もあると思うが、なかなか、家と教室以外で、自分がほっとできる居場所と時間を作れないかというところで今回進めている。実際、高校と違い、高校は授業に出て単位取得しておかないと進級とか卒業できないというしくみであるが、義務教育の課程だと、基本的に進級も卒業も、よっぽどでない限り原級留置はしないということがある。ただこの部分で、本当は学校に来て、みんなと同じような教育課程で学

びを深めてもらいたいのが一番だが、なかなかそうは言っても難しいところで、まずは学校にしかなかなかこういった教室の場所というのが提供できないのが現実であるため、学校に来れないという前提ではあるが、校内で、心が落ち着いて、自分の居場所、学習してもらえたらいいが、それ以外の好きなことでも、まず外に出るという自分の居場所、落ち着ける場所というところで位置付けている。あと、学校に来て欲しいが、それありきではないということで、学校内にあるため、学校に行けるというふうになり、なかなかその整理が非常に難しいが、まず安定して外に出て、少しでも過ごしてもらえたらという事業でやっている。

倉本委員

承知した。

とりあえず居場所を確保するというのが大きな狙いだとする、周布小学校と長浜小学校に1名ずつだが、これは浜田市の予算でやっているか。というのは、必ずしも三中校区でそういう子どもさんが多いため、まずその小学校からある程度居場所を作ってあげて、そういうところを作ってあげよう、中学校に繋がるような手はずをしてあげようというのは、設置理由もわかった。その小学校だけではなく、他の小学校にもたぶんおられると思うが、要するに、予算的にさらに増やすというようなことは難しいか。

山口課長

今は各県、こういった不登校対応について、校内フリースクールというのもあるが、これ、資料にあるが、文部科学省が昨年COCOLOプランの中で、校内のこういった教育支援センター的なもの、校内フリースクールというふうな呼称で呼んでおり、今回予算化する中で、こういったかたちで校内フリースクールという表現をした。

実際、議会の総務文教委員会からも、不登校対応で校内フリースクールを学校内もしくはまちづくりセンター等に設置して欲しいという意見があった。今、県内でも出雲市は全中学校に配置している。米子市にも小学校、中学校の一部にある。浜田市の場合は校区がかなり隣接している部分もあり、非常に学校数が多く、全ての学校に配置するという部分は予算的には非常に厳しいため、正直、周布小学校も以前、令和2年度に県の事業が入っていた。それ以降はちょっと対象になっていない。本当は各校に不登校傾向の児童生徒がいるが、これは今回、ふる

倉本委員

さと寄附を充てていただいで試行的に取り組んでいる。

なかなかお金との相談で難しいのはわかる。できるだけ努力をしていただければという希望である。

杉野本委員

人員については市単独ということはわかった。

年間 800 時間で、大体 1 年間 200 日と考えると、1 日 4 時間ぐらい入ってもらえる。給食を食べる時間があるか微妙なところだが、その辺りは午前中だけでも来るというふうに想定されているか。あとは、午後までも引っ張れば、この 800 時間をもうちょっと増やすことも、今後の状況によっては検討の余地はあるかなと思う。特に長浜小学校が 13 名ということになると、いろいろなタイプの子どもさんがいると思う。午前中から来る子もいれば、来にくくて 10 時ぐらいからとか、給食から行くという子ももしかしたらいるかもしれない。そうなると、この人員というか、時間配分でどうかなというところをまた検討してもらえたらと思う。

逆に周布小学校は人数が少なく、1 名行くとなったときに、例えば、近隣の学校から、やまびこには行けないが周布小学校になら行けるかもという子を受け入れるかどうかという辺りもちょっと検討してみて、場合によっては、それでも行けるとなれば、その子にとっては、校内ではないが、よりフリースクール的な部分の色合いが入ってくる。そうなったときに、今後、校内ではない、フリースクールのような、そういう学校に行きにくい子が集まるような山びこではないが、どこかここなら行くことができるぞというところまで、今後その辺を考えていくのか、国がそこまでを言っているかどうかわからないが、一応、校内フリースクールというところだと思うが、場合によってはその辺り、状況によっては、そうしていった時に、学校教育の範疇を超えているかなというところをちょっと思ったりするが。その辺のちょっと見通しというか、状況によっては、弾力的な扱いみたいなことも、美川からとか、近隣の学校からでも来たいなというふうに思ったときに、それをどうするかというのは検討しておく必要があるかなと思った。

山口課長

実際、近隣の学校からというのもあるが、子どもが、顔を知っている人がいるから安心できるか、その辺りも考えながら、近隣、特に市内、校区が近いため、できるところは取り組んでいきたいと思っている。実際、文部科学省も不登校の取り扱い、

オンラインの部分、民間がやる部分等を校長の判断で登校日数に加えてもいいよといった通知も出されているが、何をもって学びかというのも、学校長も非常に判断が難しいところもあるため、実際近隣で、校長がなかなか見えないところを登校として扱うとか、評価をどうするとか、その辺も含めながら考えていきたいと思う。

杉野本委員
山口課長

相談員さんの資格というか、要件みたいなものがあるか。

本来なら教員免許保有者がベストだとやはり思っているが、今回の募集にあたって結構応募があり、きちっと選考した。今回は、保育園の主任をされていた方と幼稚園教諭をされていた方である。そういった方で、子どもとずっと関わってきた方を選任し、2名ほど配置している。

岡田教育長

こういう資格をとということでやったわけではない。まず、子どもに寄り添ってもらえる人ということで、今いろいろご指摘いただいたが、モデル事業としてやる以上は、それがどう横展開できるかということを考えなければならず、実は私は元々中学校に設置したらどうかというふうに思っていた。

その中学校が、その中学校の子どもだけではなく、校区の小学校からも受け入れるといいのではないかと考えてはいたが、いやいやまずは小学校の、中学校に入る前の段階から、やはりよその学校の子どもさんも一度に集まってもらうモデル事業はなかなか難しいので、まずは今、少し課題があるこの校区をやってみようということでスタートした。

将来的に、その学校に他校の人を受け入れるのか、その場所を学校外のところに設けるのか、いろいろ考え方はあろうかと思うが、状況を見ながら今後の政策に生かしていきたいと思っている。

鳥居室長

令和6年度全国学力・学習状況調査結果（概要）について（資料8）

それでは資料8をご覧いただきたい。令和6年度の全国学力・学習状況調査の結果概要について報告をさせていただく。昨年度のこの会議では、パワーポイントで作った学校説明用の資料も併せて説明させていただいたが、この会議の原稿提出日のところまでに間に合わなかったため、大変申し訳ございません。ちょっと見にくいものになっているが、来月のところでは、パ

ワーポイントを使ったもうちょっと詳細なところをお伝えできればと思っている。

まず、1 ページの 2 の平均正答率である。県の平均正答率を超えることを目標としているが、ご覧のとおり、下回った上に、前年度よりも差が広がっているという状況である。

3 ページの (2)、中段から下の方であるが、平均正答率の県との差の推移のところをご覧いただきたい。令和 3 年度以降のところであるが、中学校の国語以外は県との差が拡大、縮小、拡大という順番できている。ただ、中学校の国語については令和 4 年度以降下降傾向にあり、課題だなというふうに思っている。

それから 4 ページの (3)、対象学年の平均正答率の県との差の経年比較についてである。中学校 3 年生については、1、2 年生次の県の学力調査と今回の全国学力調査の県との差、それから小学校 6 年生については 5 年生のときの県の学力調査と今回の全国学力調査の差ということを出している。中学校 3 年生の数学については改善傾向が認められるが、国語については 1 年生の時よりも差が広がっている。小学校 6 年生についても国語、算数ともに 5 年生の時よりも差が広がっているということで、あまり芳しくない状況である。

5 ページの (5)、正答率分布についてである。棒グラフが浜田市の分布である。左側が昨年度、右側が本年度となっているが、全問正答者の割合は、県とほぼ同程度である。場合によっては県よりも多い割合になっている教科もある。ただし、高正答率者が少ないということは依然課題だろうと思うし、この学年の特色だと思うが、令和 5 年度と比較すると、低正答率から中正答率までの層に入る児童生徒の割合が増加しているところが今回の特色だと思っている。

6 ページから 8 ページにかけては、浜田市の児童生徒の特徴を捉えるために、県の平均正答率と比較して上回っている設問上位 3 問と、下回っている下位 3 問、これを一覧にしている。

8 ページの下段からは、このことをもとにした分析と今後の指導のポイント、これを国語と算数、数学について掲載させていただいている。詳細に説明すると時間がかかるため省略させていただくが、簡単な言い方をすると、浜田市の子どもたちは、基礎的、基本的な知識、技能、これについては身につけている。

ただし、深い理解を伴う知識、技能の習得等、例えば問題で、球があって、それをびったりはまる箱に入れたら、その箱の体積がいくつになるかという問題が出てくると、箱の体積は出せるが、球がびったり入るとなるといきなり解けなくなるというような、深い理解というのはその辺りのところである。

それから、知識、技能を活用していくつかの情報の中から自分の考えを作って、定められた条件に従いながら説明をしていく、そういったところが弱いというところが、ひとことで言うとそういう傾向にある。今回の資料には載せていないが、浜田市の子どもたちの正答率を、高い順から並べ直して見ていくと、上位にくるのが全て知識、技能であった。下位にきているのが思考力、判断力、表現力、そこを問う問題というところになっていて、やはりその辺はしっかり出ていると思った。

それから 11 ページをご覧ください。児童生徒質問調査及び学校質問調査の結果である。児童生徒質問調査のところの下線がしてあるのは、前年度より改善をした項目ということで下線をしている。メディア接触と家庭学習以外の項目については改善している項目が多いということで、学校での取組が児童生徒の肯定率に反映しているなというふうには思っている。

12 ページの下段からは、意識調査、学校質問紙も含めて、分析とその対応について書いているが、これも省略させていただきたい。

14 ページに、今後の方向性ということで述べているが、この中で特に、(2) 対話的で深い学びへの取組及び要約学習の推進、こここのところの対策を、まずはしていきたいと思う。先ほど、意識調査のところでも申し上げたあそこを見ると、授業改善が進んでいることはいかがえる。なのになぜ平均正答率が下がったのかというところで、詳細な分析をしていくと、深い学びに関わるどころ、そこが弱いというのが見えた。

話し合いは活発に行われるようになっているし、子どももそう思っているが、それが深い学びに繋がっていない、そういう授業だということであるため、そこへ、授業改善の手を加えていかなければならないだろうし、深い学びについての先生方の捉えがすごく曖昧ではっきりしていない、この研修をしっかりとやらなくてはいけないなというふうには思っている。授業構想段階から指導主事が関わりながら、深い学びについても校内研

修のところでしたら関わっていただけると思う。

要約学習については、今度パワーポイントのデータで示すが、全国の傾向とも同じであるが、特に中学校については、国語の要約が弱いというのが出た。そのこともあり、今進めている要約学習というのが、浜田市の子どもたちの、先ほど言った知識、技能はあるが、そこへのベースになるものになると思っているため、しっかりここを展開して行って、子どもたちの力をつけていけるようにしたいなというふうに思っている。

(3)の習熟度別学習についてであるが、先ほどの正答率分布の話から考えると、特に算数、数学については小学校の中学年あたりから習熟度別学習を始めないといけないだろうと思う。1学年1学級の学校でも習熟度別をやっている学校はあるため、そういったところを紹介しながらちょっと本気になっていただきたいというふうに思っている。複線型の授業というのが、これが個別最適な学びと言われているものである。これがちょっと、浜田市は不活発である。なかなか難しい形になるので、取り組みにくいということはあるが、個別最適な学びと一体的な学びを両立したというふうに回答している子どもは正答率が高いというのを、文科省が分析してきているため、その個別最適な学び、複線型の学びというところを少し、今後、各学校へ働きかけていきたいなというふうに思う。

9月の校長会では、先ほど言ったパワーポイントの資料を示して少し説明をさせていただき、各学校へ解説文もつけているため、各学校でも研修をさせていただこうというふうに思っているところである。

以上である。

はい。ただいまの件について、ご質問等があるか。

協調学習は、複線型の授業とは違うのか。

ちょっと違う。複線型というのは、いくつかの学びのコースがあって、それを自分でどれからやるかとかを計画して、それをまたもう一回持ち寄って全体で協議をしてというかたちで、若干違う。

協調学習はある程度、いくつか私が見させてもらったのは、先生が分けて、それぞれがやる構想を持ってきてもらい話し合うというところで、自分で選ぶというところが、何かちょっとどうかなというところではあるが、それはそれで、それぞれの

岡田教育長
杉野本委員
鳥居室長

杉野本委員

子どもの意見を交流させながら、全員が本気でやらないと話ができないなというところで、授業に参加するにはとってもいい気がしている。

今、学力調査をすごく丁寧に分析されて、なんか、学校が元気になる言葉がいっぱいなんか伝わってきたなど。とりあえず基礎、基本をちゃんとやりましょうというところまでできてきたじゃないかと。そしたらもう、準備運動しっかりできたし、基礎体力ついてきたぞと、いよいよ実践だねと、水泳で言うとバタ足とか、ビート板挟んで腕かきの練習だけは終わってきたから全部で泳いでみようよというか、なんかそんな、いやいや、大事なことだよという、なんかそこに入ってきているという意識が、子どもたちにも伝わっていくといいなと思う。

どこの学校だったか、授業の最初に、ここを考えるとところが僕らの勉強だよと、なんかすごい意識づけられて授業をされていたところがあって、先生が意識するのはもちろんであるが、子どもたちにも、本当の勉強というのは、ただ答えが出ればいいではなくて、大事なものは、何で出したかね、どうやって出したかねというところをみんなにわかるよう伝えるところが大事なことなんだよという部分が共有されていけば、子どもでも、そういった意識に繋がっていくといいかなと思う。すごく焦点化されて、浜田市の課題が焦点化されてきて良いかなと思う。それから意識調査の方も、プラスになっているところが増えているということは、結果はそんなにすぐにはついてこないと思うが、意識が変わってくると、必ずどこかで結果が現れてくるのではないかと思うため、その辺りをしっかり先生方が伝えていけば、また学校も元気を出して、やるぞというふうになっていけるかなという気がした。ありがとうございました。

その他はよろしいか。

7月に中学校訪問したときに、この中学校だと、数学なんかは習熟度別で授業ができるのになあと、地域的な環境とか、成績等を考えると、むしろ子どものために習熟度別をやった方がいいのになあと学校がいくつかあった。室長さんが今、このペーパーの中に、習熟度別学習への取組という、成績の今の流れからいったらもうそろそろ、もう習熟度で効果を出したほうがいいんだという考え方だと思うが、ぜひそれを何というか、一丸になって進めていって欲しいなという、上の子も伸ばす、

岡田教育長
倉本委員

それから下の子も救い上げてあげるといのはやはり、1 つはやはり習熟度別ではないかなと考えているため、ぜひいろいろなところから、そういう仕掛けをしていただくといいなという気がする。以上である。

鳥居室長

1 つ補足させていただいていいか。最後に説明するのを忘れていたものがあった。

一番最後のところに、県の野津教育長が、各学校の校長先生方に渡してほしいということで岡田教育長が持ち帰られたものであるが、すでにこれは各学校の校長先生方の手元には届いている。この部分については、先ほど申し上げた学校説明用のパワーポイントのところにもこれを転記して、野津教育長がこういうメッセージを送っていますよということもお知らせをしているところである。

岡田教育長
各委員
岡田教育長

他にあるか。

特になし。

今、教育委員方からエールをいただいたため、そのような元気が学校にも伝わるように、教育委員会も頑張っていきたいと思う。

松井課長

「第 22 回清水杯浜田市学童軟式野球大会」大会結果について(資料 9)

それでは、スポーツ振興課から 3 件続けて報告をさせていただきます。資料 9 をご覧いただきたい。

第 22 回清水杯浜田市学童軟式野球大会の大会結果についてである。この度、この野球大会が開催され、市内の 6 チームの出場により行われ、今回は、西部野球スポーツ少年団が優勝を果たした。この優勝した西部野球スポーツ少年団であるが、11 月に出雲ドームの方で開催される第 20 回和田毅杯少年野球大会に、浜田市代表チームとして出場することとなる。

開催日は7月の13日と翌日の予定であったが、2日目が雨のため延期、また延期となり、8月3日の土曜日に2日目が開催された。参加チームは市内6チーム、こちらに記載の通りであり、トーナメント形式で順位を競い、優勝が西部野球スポーツ少年団、準優勝が三隅少年野球クラブという結果になっている。

市内小中学校における全国大会出場について(資料 10)

続いて資料 10 の市内小中学生における全国大会出場についてである。

こちらは、先ほど説明があった部活動とは違い、スポーツ団体、スポーツ活動する団体の全国大会出場についてこちらにまとめている。件数については 5 件、選手の人数は 19 名となっている。

種目であるが、剣道については、出場者の石見恒心会さんから小学生 3 名、中学生 3 名の出場があった。

続いてソフトテニスの方は、浜田ジュニアソフトテニスクラブから竹田さんと小谷さんが出場されている。

空手道については小学生と中学生の大会があり、小学生の方が、尾田さん、教重さん、古和さん、中学生の方が若井さん、小林さんが出場されている。

それから女子軟式野球大会であるが、これはスマイルピオニーしまねという、県内の中学生が参加されているチームであるが、こちらの方に浜田市内の中学生 4 名の方が加盟しており、このたび全国大会に出場される。

それから陸上については、これは 9 月に国立競技場での開催であるが、浜田ジュニア陸上競技教室から、古城さん、開さんのお二人が出場を予定されている。

それぞれ市長表敬、教育長表敬をしていただき、激励の言葉をいただいている。

第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会について（資料 11）

続いて資料 11 であるが、第 84 回国民スポーツ大会、第 29 回全国障害者スポーツ大会について報告をさせていただく。

令和 12 年に島根県で開催を予定している大会であるが、現在の進捗状況を報告させていただく。

まず 1 番、国スポの開催協議についてである。正式競技が 37、特別競技 1、公開競技 9、デモンストレーションスポーツが 30 程度開催の予定であるが、浜田市での開催競技種目は、こちらの表にあるとおりである。サッカー、ビーチバレーボール、それから体操の、これは競技とトランポリン、それから軟式野球、ゴルフとなっている。それから米印で書いているが、7 人制のラグビー、これは江津市が運営を担当しており、江津市の会場

と、プラス浜田市の陸上競技場での開催も予定している。それから公開競技として、まだ調整中であるが、綱引きを県立体育館でやりたいというようなことが、競技団体から要望が出ているため、今調整中である。

それから2番、全スポの開催競技についてである。

今、14競技を県内で開催する予定で動いているが、この中で、グランドソフトボールという競技があるが、これを浜田市でできないかということで打診があり、今調整をしている。グランドソフトボールというのが、視覚障害のある方が主に参加されるスポーツということで、音のなるボール、ソフトボールぐらいのボールを転がして、それをバットで打つ、そういった競技である。これは音が鳴るボールであるため、土のグラウンドがいいということで、三隅の中央公園の中に多目的グラウンドがあり、その隣に三隅中学校の校庭、グラウンドがある。この辺りを使ってやりたいというような話もあり、今調整をしているところである。

それから3番の大会の会期日程についてであるが、国スポは9月中旬から10月中旬の11日以内というのが原則のルールになっているが、島根県だとなかなか宿泊のキャパが、その期間集中して取れなかったり、そのあと、出雲の神在月の辺りになるとお客さんが多かったり、いろいろな事情があるため、会期を延長して22日間でできないかというところを、島根県から中央の方に相談をしているという状況である。

裏面にいき、4番の中央競技団体の正規視察の受け入れである。これはもう県が、日本スポーツ協会に開催申請書を提出するにあたって、競技会場施設の整備状況や整備計画、運営計画について具体的な指導助言をいただいて、今後の開催準備の適切かつ円滑な推進を図ることを目的としている。

浜田市での視察の予定をここに書いているが、7月に軟式野球、これは実施済みであるが、全日本軟式野球連盟の方が来られて野球場見られ、こういったところを改修してくださいとか、そういったご指摘をいただいている。それから昨日、ビーチバレーの方で、日本バレーボール協会から浜田市に来られて、会場を視察していただいている。以降、12月には体操、2月にはサッカー、3月にはゴルフということで、中央視察の受け入れを予定している。

5 番に今後のスケジュールを書いている。令和 6 年度に、先ほど申し上げた中央競技団体の視察の受け入れを行い、その指摘に基づいて、競技会場の改修の基本計画を作る。令和 7 年度に、その改修の基本方針を決定して、改修工事費等の予算を要求していく。令和 8 年度には、施設の改修の実施設計を行い、令和 9 年度、10 年度に改修工事を行って、令和 11 年度、本大会の前年であるが、こちらの方でプレ大会を開催して、いよいよ令和 12 年度に本大会の開催を向かえるというようなスケジュールとなっている。

それで、取り急ぎこの国スポの競技会場となる市の所有施設 5 施設、サッカーでいうと浜田市陸上競技場、サン・ビレッジ浜田、それから三隅の陸上競技場、軟式野球でいうと浜田市野球場、三隅中央公園の野球場、この 5 施設の今後の改修の基本計画、これをまず策定するために、今後、関連の予算を、補正予算として上程する予定であるため、報告させていただく。

以上である。

ただいまの説明について、ご質問等があるか。

特になし。

岡田教育長
各委員

山本課長

石見神楽伝承内容検討専門委員会の中間報告について（資料 12）

それでは、資料 12 をご覧いただきたい。石見神楽伝承内容検討専門委員会の中間報告についてである。石見神楽伝承内容検討専門委員会については、5 月から 14 名の委員さんで石見神楽の保存、伝承について協議を行っているところである。この検討委員会、今、第 3 回までが終わっている。この会議内容と結果も踏まえて中間報告をさせていただく。

資料について、まず会議の開催状況であるが、今 3 回まで終わっており、第 1 回が 5 月 24 日、石見神楽の保存、伝承に向けて必要な取組についてということで、各委員方が考える保存、伝承についての取組について意見交換を行った。

第 2 回が 6 月 27 日、こちらは石見神楽の保存、伝承すべき内容の検討ということで、こちらは 2 つのグループに分かれて、グループワークを行った。

第 3 回、7 月 30 日であるが、第 2 回で保存、伝承すべき内容について検討したが、この内容でどのような取組をするかとい

うこと、必要な取組と推進主体の検討について、こちらもグループワークを行って、意見交換を行ったところである。

今後であるが、第4回、これは来週になるが、8月27日に第1回から3回までの中間取りまとめの結果報告と併せて、石見神楽の情報発信に関する検討ということで、またグループワークを行う予定にしている。第5回を9月26日に予定しており、ここでは、最終的には市の方に提言書を提出していただくため、それに盛り込む内容の検討、最終10月30日の第6回では、提言書の最終的な調整と、市長、教育長への提言書の提出を予定している。

それでは、大きい2番であるが、これまで協議をした中での主な意見について、取りまとめたものである。

これについては第2回で石見神楽の何を保存、伝承すべきかということをお話したものであり、それが、一番左端の保存、伝承すべきものとして挙げてある。それについて、第3回でどのような取組が必要かということで、それが真ん中ぐらいにある必要な取組ということで、保存、伝承すべきものに対してそれをどのような取組をもって保存、伝承していくかということをお話したものがまとめたものになっている。それで、一番右端に推進主体の案としているが、こちらについては、第3回で本当は協議をする予定であったが、必要な取組のところの意見交換が盛り上がり、そこまで話が及ばなかった。そのため、ここに挙げておるのは、事務局と会長とで話をさせていただき、案ということで、今、こちらの方に載せている。この案については、第4回の、第1回から3回までの中間取りまとめの結果報告の方で、事務局としてはこういうふうに進捗を考えると、皆さんどうですかということで、これは次回の第4回で、皆さんのご意見を頂戴しようと考えている。

意見であるが、まず、保存、伝承すべきものとしては、大きく分けて3つ挙げておる。主な意見ということで、ちょっと細かいものはまとめているが、まず石見神楽の舞、演目であったり、社中を保存、伝承すべきであるということで意見をいただいている。2ページ目に、神楽産業であったり、ものづくりの技術というものを保存、伝承すべきものとして、今ここに挙げておる。3ページ目、これもまた気持ちの部分であるが、石見神楽を創り出したまちとしての市民の誇りということの気持ち

の部分も、やはり保存、伝承していかなければならないのではないかという意見も頂戴しているところである。

1 ページに戻り、まず、舞であったり、演目、社中を保存、伝承すべきために必要な取組としては、舞の文化財指定であったり、あとは今、夜明け舞、昔は神社で奉納神楽、夜から朝方まで舞っているが、なかなか今そういった状況でないというところがある。そういった多くの演目を舞うことができる夜明け舞の復活が必要ではないかという意見がある。あとは、後継者育成、子どもたちが神楽に触れる機会や、舞い手にも浜田の石見神楽の歴史を学んでもらう等の機会の創出、そういったことをしながら後継者の育成活動をしていくというところである。

2 ページになるが、あとは今、石見神楽連絡協議会があるが、そういった協議会とか、社中同士等の組織としての相互のサポートが必要ではないか。あとは、社中の経営の安定化である。昔は神楽等を見て花を打つ、御祝儀といった、そういった文化があるが、そういった文化が今、なくなりつつあるような状況で、そういった花を打つ文化であったり、各種イベント等で、例えば出演料の引上げというのも必要ではないかということである。あとは調査研究とか専門的な職員の配置である。舞であったり、社中であったり、そういった歴史や社会的な価値に関する調査研究であったり、専門的な職員の配置をするといった取組も必要ではないかといったところである。

また、神楽産業であったり、ものづくりの技術、そういったものを保存、伝承するための必要な取組として、ものづくりの技術、そういったものの文化財指定が必要ではないかということである。この技術の文化財指定については、去年、蛇胴の製作技術については、市の文化財指定をしたところであるが、他にも面であったり衣装であったり、そういったところも必要であるとの意見がある。あと、いろいろここに挙げているが、こういったいろいろな意見を頂戴したところである。

こちらの意見を最終的に、提言書にどういう形で盛り込んでいくかというのはまた今後検討していくが、最終的には、これらを盛り込んだ提言書を、10月末には市の方に提出をしていただく予定としている。

簡単ではあるが、説明は以上である。

はい。ただいま、石見神楽伝承内容検討専門委員会中間報告

岡田教育長

ということで、今の状況を資料にまとめたものを説明していただいた。

浅津委員

この件で何かご質問等があるか。

伝承のためにすごくいろいろな面から支えられていると思うが、後継者育成のところに、子どもたちが神楽に触れる機会や舞い手に浜田の石見神楽の歴史を学んでもらう機会の創出とあるが、10年前、20年前と比べても、神楽に触れる機会が減っているなど実感するのと、子ども自体が減っているため、神楽が好きっていう子どもたちを見る機会も減っている気がして、後継者育成はこれだけで、他にも何かあったのかなという気がした。

山本課長

はい。後継者育成についてはなかなかおっしゃる通り、子ども自体がまず減っているというところもあったりする。3 ページのところ、後継者育成というふうな書き方はしていないが、どんちっちサポート IWAMI さんという、子ども神楽を支援する団体があり、ここがやっておられる子ども神楽の大会を、子どもたちがなかなか神楽をやっても発表する場がなかったりということがあり、石見子供神楽フェスタというのを、ずっと何年もやっておられて、そういう大会を開催するといった取組をされている。

また、別途どんちっちサポート IWAMI さんの方でも、そういう神楽に触れる神楽体験みたいなもののプログラムを考えて、学校等どこかで売り込みをしたいなど思っていたこともあるみたいであるが、なかなかそれをどこに売り込んでいいとか、どこにつないでいいかわからなかったということもあり、そういったところでまた、そういう間を取り持つという取組というのも、後継者育成としては必要ではないかという意見は、ここに後継者育成としては書いていないが、そういった今ある団体の取組を支援するというところも後継者育成につながるのではないかという意見もある。

浅津委員
岡田教育長
各委員

ありがとうございます。

その他はよろしいか。

特になし。

4 その他 (1) その他

岡田教育長	事務局からその他何かあるか。
日ノ原係長	特になし。
岡田教育長	その他のところで、委員方からご報告や質問があればお願い
	する。
各委員	特になし。

次回定例会日程

定例会 9月26日(木) 14時30分から 浜田市役所本庁4階講堂 AB

次々回定例会日程

定例会 10月28日(月) 14時30分から 浜田市役所本庁4階講堂 AB

16:15 終了